平成２２年（フ）第４２４号
静岡県焼津市大村新田175番地の２　コーポニシナ103号
債務者　大塚　英也
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２５号
静岡県焼津市大村新田175番地の２　コーポニシナ103号
債務者　大塚　裕美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３４号
静岡市駿河区みずほ５丁目５番地の５　シュール伏見101号
債務者　深澤　　勲
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３８号
静岡市清水区幸町11番19号　鈴木方
債務者　遠藤　歓子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４２号
静岡県焼津市石津港町32番地の４
債務者　増田　芳一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４３号
静岡県焼津市石津港町32番地の４
債務者　増田　勝代
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５０号
静岡市葵区瀬名１丁目21番６―605号
債務者　矢部　良一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５７号
静岡市葵区瀬名中央３丁目28番77―103号、旧住所静岡市葵区南沼上３丁目５番34号
債務者　遠藤　　聡
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５９号
静岡市葵区井川618番地の１
債務者　佐藤美由起
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７０号
静岡県島田市東町1331番地　介護老人保健施設さくら、住民票上の住所静岡市駿河区馬渕１丁目７番８号　浦山幸夫方
債務者　大石　敦史
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８１号
静岡県焼津市高新田1490番地　下田中荘５号
債務者　萩原　誠次
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１４号
愛知県豊橋市西岩田５丁目１番地の17　302
債務者　中野　美香
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２２４号
愛知県豊橋市瓜郷町前川51番地の３
債務者　佐藤　　香
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２２５号
愛知県豊橋市松村町30番地３　203
債務者　大坪　勝巳
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後２時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２４７号
愛知県豊川市豊川仲町15番地
債務者　今泉加代子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部